

学部生対象の職業倫理教育の実践的検討 (1)

—心理専門職をめざす授業—

○島井哲志 (関西福祉科学大学)
谷向みつえ (関西福祉科学大学)

宇恵 弘 (関西福祉科学大学)
津田恭充 (関西福祉科学大学)

キーワード：大学生，心理専門職，職業倫理

問題と目的

国家資格である公認心理師制度の発足に伴って、心理専門職においても、チーム医療の同僚となる、医師・看護師に代表される保健医療職と同様の高い水準の職業倫理が求められている。

しかし、心理専門職には、医師におけるヒポクラテスの誓いのように、長い歴史をもち多くの人によく知られた職業規範はない。また、看護におけるナイチンゲールのような、職業規範を自らの行動実践で示したとされるモデルもない。

また、専門家集団である心理諸学会あるいはかなり長い実績のある職能団体の倫理規定や倫理綱領なども、アメリカ心理学会と比較すると十分なコンセンサスを得ているとはいえない。

一方、公認心理師試験の出題基準には、公認心理師の法的義務および倫理という中項目があり、小項目として、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、倫理的ジレンマ、多重関係などがあげられ、試験にも出題されている。

本学では、公認心理師の養成の一環として、実習前の職業倫理教育を「心理演習」の授業の一環として導入し、その効果を検討したので報告する。

方 法

対象者と手続き

学部 2 年生で公認心理師養成コースの学生 31 名 (男子 18 名，女子 13 名) を対象とした「心理演習」で、概ね 10 名の 3 クラスに対して、各 90 分 3 回ずつの倫理教育の授業を実施した。3 回終了後に、倫理に関する 3 種類 18 項目の質問を、授業システムを介して実施した。

授業内容と形式

心理学を学ぶ者の倫理とモラル ウソをつかない (研究倫理：欺瞞・ねつ造・剽窃)、ルールを守る (遅刻・無断欠席・事前報告)、共感性と学習態度 (親切、向学心)

心理応用場面でのモラルジレンマの解決 臨床倫理の 4 分割法、自己決定 (自律性尊重) と周囲の状況 (効用と公正)、医療的適応 (仁恵と無危害) と QOL (幸福追求)

倫理と法律 守秘義務違反、過失と故意、医療法・医師法・保助看法・公認心理師法と倫理

授業は、事前学習課題、講義、課題や事例についての 3-4 人のグループワークと発表、その討議、終了後個別レポートから構成された。

結果と考察

学生たちの受講態度は良く、授業内容が直近の実習や自分の将来の職業に関連することを理解している様子であった。各授業終了時の個別レポートもおおむね内容について理解したことを示していた。

授業終了後の質問は、「心理学の専門家が、対象者・クライアントの権利と尊厳を守ることが大切だと思う」といった職業的規範 5 項目、「私は、自分の周囲の人たちを傷つけず大切にしたい」といった内面化した態度 5 項目、「私は、自分の周囲の人たちに、気持ちのよいあいさつをしている」といった行動実践 8 項目であった。それぞれの平均値と信頼区間を Table 1 に示す。

Table 1 規範、態度、行動の平均値と信頼区間

	平均	SD	95%下限	95%上限
職業的規範	4.81	0.26	4.71	4.90
倫理的態度	4.34	0.42	4.18	4.49
倫理的行動	4.15	0.44	3.99	4.31

一要因参加者内分散分析の結果、有意な主効果が見られ ($F(2, 60)=37.78, p<.001$)、信頼区間に示されているように、授業の結果、職業的規範については、ほぼ満点に近く身に着けたものの、その基になる、倫理的態度や実際の行動につながるところまでは至っていないことが示された。

個別の質問を見ると、態度では、「私は、自分の周囲の人たちが幸福になることに責任がある」の平均値が低く (平均=3.71)、実践では「私は、自分の周囲のだれにも、ていねいな言葉づかいをしている」の平均が低く (平均=3.45)、あてはまらないという回答も見られた。

授業担当者として驚いたことは、学生の一部が「傾聴」というカウンセリング技法を倫理的行動と思い込んでいることであった。そのような学生に、それが誤りだと気づかせるのはかなり困難であり、このような混同は、多様な技法を使いこなす心理専門家としての今後の成長に対してマイナスの効果をもつのではないかという危惧をいだいた。

付 記

本研究は、本学共同研究費 2019 年度による。